

至誠館大学嘱託等高齢雇用者内規

(目的)

第1条 この内規は、学校法人菅原学園至誠館大学職員就業規則第3条の規定に基づき、学校法人菅原学園至誠館大学（以下「本学」という。）に勤務する嘱託等高齢者雇用に関して、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この内規の適用範囲は、本学の就業規則、非常勤職員就業規則及び非常勤教員規程の適用者以外で嘱託、顧問、技術者として特定の業務について委託する職種の者をいう。

(服務)

第3条 嘱託者等は本学の指示命令を守り、誠実に職務を遂行するとともに、本法人の機密及び不利益となる事項を外に洩らさないこと。

(雇用契約)

第4条 雇用契約は、各人ごとに所定の様式により締結し、双方協議の上1年ごとに更新できるものとする。

(業務内容、勤務、報酬等に関する事項)

第5条 各人の業務内容、勤務条件、給与額等について、雇用契約の中において定めるものとする。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成20年	4月	1日	(制定)
改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成31年	4月	1日	(第2回改正)